

## 社会法判例研究(第四三回)

社会法判例研究会  
九州大学大学院法学府博士後期課程

廣田, 久美子  
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7583>

---

出版情報 : 法政研究. 72 (2), pp.109-117, 2005-11-29. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 社会法判例研究 (第四三回)

### 社会法判例研究会

#### 札幌育成園年金返還請求事件

札幌地裁平成一六年三月三十一日判決、平成一四年(ワ)第八五一号損害賠償請求 判例集未登載

廣 田 久美子

#### 【事実の概要】

一 原告Xは、昭和三五年生まれの男性で、昭和五四年に東京都により、総合判定「四度」(一を最重度とする全五段階評価)、平成一三年に札幌市により障害程度「B一」(Aが重度で、B一は最軽度である)の判定を受けた知的障害者である。

二 被告Y<sub>1</sub>は、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設を経営する事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人であり、北海道に知的障害者更生施設S園を経営している。

三 Xは、昭和五四年九月、東京都日野市から施設入所の措置を受け、同市が設置する知的障害者更生施設N園において更生援護を受けていたが、平成二年三月以降は、都内で自らアパートを借り、就労しながら一人で生活を始めたため、同年八月ころに一旦当該措置は解除された。しかし、平成六年六月ころから、Xは再びN園に緊急一時保護を求め、知的障害者更生施設への入所を強く希望するようになったため、同年一月初ころ、同園職員である訴外Aの付添のもと、東京において、Y<sub>1</sub>が経営する知的障害者更正施設S園へ入所するための面接を受け、Y<sub>1</sub>からS園に入所することが許可された。

同年一二月、日野市福祉部長に宛てて、Y<sub>1</sub>から承諾書のひな形を含む入所準備のための書類一式が送付されたため、同市福祉部所属の訴外Bは、Xにこれらを交付して、その内容を一通り説明した。XはAと相談しながら、入所に必要な書類をもとに入所に向けての準備をし、財産の管理、障害基礎年金の受取口座の管理については、一人で生活をしている間もAに委ねていたが、S園へ入所する期間中は、Aと相談の上で、Xの既得財産を権利擁護センター「すてっぷ」に管理してもらうことにした。

四 Y<sub>1</sub>では、入所時に、入所者及び保護者から、「障害福

祉年金および生活保護日用品費の用途については園において互助会費として積み立てし、園生の日用品等の必要な物品購入、または園生のためになると園が認めた諸経費に使用することを承諾します。」と記載された承諾書（以下「本件承諾書」という。）をY<sub>1</sub>宛てに提出させる取扱いをしており、これを受けて、Y<sub>1</sub>において入所者を名義人とする預金口座を開設し、年金等が同口座に入金されると、父兄互助会会長名義の預金口座に自動振替により送金し、入所者が受給する年金等をすべて互助会費として積み立てていた。なお、父兄互助会には規約や役員会や総会などが開催された形跡はなく、父兄互助会会長名義の預金口座の通帳及び印鑑はY<sub>1</sub>が管理し、父兄互助会の出納事務はY<sub>1</sub>の職員が行い、同口座からの入出金に際して、父兄互助会役員の決裁を受けることはなかった。

五 Xは、平成七年二月、Y<sub>1</sub>の法人本部において入所手続を行った。その際、Y<sub>1</sub>代表者は、Xに対し、S園に入所する意思の確認をした上、年金については父兄互助会に寄付してもらうこと、Y<sub>1</sub>は、父兄互助会からの寄付により施設の整備及び維持に必要な経費に充てることなどを説明した。Y<sub>1</sub>側の説明が一通り終了した後、Xは、Bらと相談の上で、承諾書に自署押印をした。その上で、Y<sub>1</sub>は、年金の寄付を

受けるため、X名義の銀行口座を開設し、そこから自動振替により父兄互助会に年金を振り込むという手続になることを説明し、その手続のためXの印鑑を預かった。

六 Xは、S園において、日常一般に関わる指導や日常生活訓練を受けており、また、農業班に所属して、主として野菜作りの作業訓練や指導を受けた。

Y<sub>1</sub>ないしS園においては、毎年度、相当金額の作業収益を上げていたが、これらの作業収益は、工賃として入所者個人に支払うことはせず、入所者が参加する旅行等の行事の経費、行事等の小遣いとして、Y<sub>1</sub>からS園に支出していた。

七 Y<sub>1</sub>の所轄庁であったY<sub>2</sub>知事は、本件特別監査において、平成一二年度収支報告書によると作業収益を施設の運営を通して入所者に還元していたとは認められない状況にあり、作業収益の入所者への還元は一切行われていなかったと指摘した上、会計処理上から言っても、作業収益の発生状況が明瞭に把握できない会計処理が行われていたものと認定し、Y<sub>1</sub>に対し、入所者に対する作業収益の還元等を指導した。

八 XがS園に入所している期間中に支給を受けた障害基礎年金は、Y<sub>1</sub>が口座開設手続をしたX名義の預金口座に入

金され、入金日当日に、Y<sub>1</sub>の父兄互助会会長名義の預金口座に、自動振替の方法で送金されていた。平成一三年五月にS園を退所した際、Y<sub>1</sub>から、XがS園に入所する際に預けていた現金一〇円及び私物の返還を受けたが、右記の障害基礎年金は返還されなかった。また、入所中従事した野菜作りや鶏卵の採取などの作業収益を工賃として還元されることもなかった。

九　そこで、Xは、Yに對し、不法行為又は国家賠償法一条一項に基づく損害賠償として障害基礎年金相当額等の支払と、損害賠償としてS園入所期間中の労働に対する対価相当額を求めたのが本件である。

#### 【判旨】（請求棄却）

(一)　本人尋問における不明確さと署名の筆跡を対照すると、本件承諾書のX署名部分は「Xの筆跡によるものであることが優に肯認し得る」。本件承諾書の差入れについても、Aら職員が「付き添っていた上で特に問題もなく本件承諾書が差し入れられたものと認められ」、同様に、Xは、S園入所時に「年金の取扱いについても、何らかの説明を受け、それを了解していた経緯を窺わせるものである」。

以上の諸事情を総合すれば、「Xは、本件承諾書に自署

押印の上、これをY<sub>1</sub>に差し入れ、その際、X名義の本件口座を新たに開設し、障害基礎年金の振込先を同口座とし、そこから、…Y<sub>1</sub>が事実上管理する預金口座に振り替えることについても承諾していたと認めるのが相当である」。

本件承諾書に基づく寄付については、「形式的には父兄互助会会長名義の預金口座によって入所者の年金が管理されていたことが認められるが、「実質的には、Y<sub>1</sub>において、Xを含む入所者が取得する年金の寄付を受けこれを「互助会費」として実質的に管理していたものと認めるのが相当である」。Y<sub>1</sub>が入所者の年金等を直接管理する形式をとつていれば、行政監査の調査の対象となっただけであるのに、任意団体である父兄互助会が管理する形式をとつていた点について、「本件特別監査においてY<sub>2</sub>が指摘するとおり、Y<sub>1</sub>における年金管理等の方法には不適切なところがあったものと言わねばならない」が、Xが本件承諾書の用紙を事前に交付されていたこと、ボランティアとも相談の上でY<sub>1</sub>にこれを自ら差し入れる等していることから、「自己の障害基礎年金をY<sub>1</sub>園の実質的な管理に委ねることを相応に認識した上で承諾していたものと言うべきである」。

(二)　本件承諾書の提出について、「Xは、Y<sub>1</sub>代表者の説

明を受け、Bとも相談の上、本件承諾書にあるとおりY<sub>1</sub>に年金の管理等を実質的に委ねて寄付する趣旨を相応に認識した上でこれを差し入れたものと認められるので、本件承諾書の提出が本件施設の入所の条件になっていたとしても、Xは、本件承諾書の提出を拒否して本件施設への入所を辞退することができたとも言い得るから、本件承諾書の提出に強制の要素があったと見ることもできない」。

(三) 「S園で実施する作業訓練の内容は、野菜作りを主とする農作業であるが、こうした農作業が知的障害者の更生に必要な指導及び訓練の内容として不合理なものではない」。また、「Xの作業時間、作業量等も、入所者が自立して社会生活を営むという作業指導の目的に照らして明らかに不合理であるとは言えないし、これらの指導及び訓練は、入所者の日常生活における習慣を確立し、社会生活への適応性を高めるための生活指導の側面も有することを勘案すれば、知的障害者更生施設の設置目的との関係でも相応の合理性が認められる」。そして、慣れるに従ってひどい疲れはなくなった等のXの供述に照らしても「Y<sub>1</sub>のXに対する作業指導が、Xの意思に反して強制的に行われたり、作業が過酷なものであったといった状況は窺われない。以上

の事実には照らせば、Xが主張するように、Xが強制的に過酷な労働に従事させられたといった事実はおよそ認められないと言ふべきである」。

「運用基準五二条によると、授産活動に従事している者に、事業収益から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（作業収益）を工賃として支払わなければならないとされている」。しかしながら、S園は「知的障害者の更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする知的障害者更生施設であつて、こうした知的障害者授産施設とは異なる性質のものである。そして、知的障害者更生施設の入所者が行う作業は、知的障害者授産施設の入所者が行う作業とは異なり、入所者の職業としての労働ではなく、入所者の自立生活のための指導ないし訓練と言ふべきであるから、その労働については当然に対価性が認められるものではないし、入所者に還元されるべき性質のものでもないと言ふべきである。そうだとすれば、作業収益を入所者に一切還元しなかったとしても、直ちに知的障害者福祉法に違背することにはならず、不法行為となるものではないと解するのが相当である」。

また、Y<sub>2</sub>も、「知的障害者更生施設に対し作業収益を入所者に還元するよう指導していたものと認められる」。Y<sub>1</sub>

においては、「入所者に対して小遣いを交付したり、宿泊を伴う修学旅行等のレクリエーション行事を実施して当該行事に係る経費に充当するなどといった方法で、作業収益の一部を、入所者に対し、一定程度還元していた状況が認められる。こうした事情を踏まえ、他方で、「そもそもS園における作業については労働の対価性が問題となり得ないことなどを総合すると、Y<sub>1</sub>がXから不法に搾取をしている」との事実はいまだ認めるに足りないものと言うほかない」。

### 【検討】（判旨に疑問あり）

#### 一 本判決の意義

本件は、知的障害者更生施設において、施設が管理していた入所者の障害年金相当額の返還及び更生施設入所中の作業収益の還元を要求した事例である。

本件の特徴のひとつは、措置によって入所した施設に障害基礎年金の全額を寄付していた点である。成年後見制度導入時の議論においても、施設による入所者の財産管理の不適切さが指摘されており、国民生活センターの調査では、高齢者や知的障害者の入所施設の約九割以上が入所者の金銭、通帳などの財産を扱っているのに、このうち二割は入

所者との間で金銭管理委託契約を結んでいないとしている（日本経済新聞二〇〇四年六月七日夕刊（西部支社版））。これまで、知的障害者施設においては、虐待事件とあわせて財産侵害が問題となったケースもあり、施設入所者の年金等の財産管理についての判断は注目される。

第二の特徴としては、障害者の入所施設における作業収益についての法的性格が問われた点である。障害者福祉施設における作業収益については、施設における授産活動の性質はもちろん、施設側の情報開示などの透明性を含めて検討しなければならぬ問題である。本件では、更生施設のみならず授産施設も含め、指導や訓練として行われた作業の収益の取扱いについて、明確なルールが存在しないことによる問題点が明らかになったといえよう。

#### 二 障害基礎年金の寄付を内容とする承諾書の有効性

判旨（一）は、AやBが事前に説明していたし、Y<sub>1</sub>の説明をAとともに聞いていたことから、Xが十分に承諾書の内容や寄付の意味を理解していたとしている。しかし、Xは、S園へ入所する前の東京都のN園退所後もN園の職員Aが財産管理を行っていたことや、既得財産の管理を権利擁護センター「すてっぷ」に委託しており、S園入所まで

の期間、Xは自己の障害基礎年金などの財産管理を行って  
 いなかった。そのような状況においては、長期にわたって  
 障害基礎年金を管理していたAに信頼を置いていたであろ  
 うことが推測されるし、一五年間、Aの勤務する更生施設  
 に入所し支援を受けていたXの生活経験に照らせば「Aが  
 良いというのならそうしよう」といった感覚で承諾書を提  
 出した可能性が高く、本件の承諾書によって生じる結果の  
 重大性を認識していたとは考えにくい。承諾書の提出にあ  
 たつてのXの証言が曖昧であると判旨で度々指摘されてい  
 るのも、そのような重大な内容の契約であるとの認識が欠  
 如していたためではないだろうか。

そこで、本件における入所者と施設の間の契約について  
 検討すると、事前に用意されていた本件承諾書は、「障害  
 福祉年金及び生活保護日用品費の用途」は施設が積み立て  
 て、施設の判断で入所者のために使用するということが記  
 載されている。そして、入所手続き当日のY<sub>1</sub>代表者の口頭  
 の説明で、年金は寄付することと、使途は施設の整備、維  
 持、経費であることを内容としていたことが明らかになり、  
 Xが承諾書に自署押印した後、X名義の口座をY<sub>1</sub>が作り、  
 自動振替で施設側（父兄互助会名義）の口座へ振り込まれ  
 る手続きになるとの説明がなされたのである。つまり、最

終的なXと施設の間の契約は①Xの年金をXの名義のまま  
 施設が預かるのではなく、全額施設側の名義になること、  
 ②年金からは、Xに必要なものだけでなく、直接Xに関係  
 しない施設の維持管理等の目的にも使いうること、③年金  
 の受け取りの口座はY<sub>1</sub>が新設・管理することの三点を内容  
 としたものである。

よって、Xがこの契約を行うには、従来行ってきた財産  
 管理の委託とは異なることを理解し、受給にも寄付にも関  
 与できない状態で、自己の年金が（入所期間中ではある  
 が）将来にわたって一切受給できなくなる、という結果を  
 認識しておく必要があるが、承諾書の記載内容と実際の契  
 約内容とが乖離していること、金額や口座の取扱い等寄付  
 の詳細な内容についての事前説明が不十分でありプロセス  
 にも問題があることを考慮すると、Xが承諾書の内容と寄  
 付の意味を理解する判断能力があったとしても、これらの  
 重大性を認識することは困難であったのではないだろうか。

この点に関して、くも膜下出血による後遺症に罹患して  
 いた者が、銀行から貸付を受け、信販会社に保証委託した  
 が、本人が署名捺印した各契約書の成立及び当該各契約の  
 成立が争われた事例（東京地判平一〇・五・一一判時一六  
 五九号六六頁）では、「金銭の貸し借りの文字どおりの意

味は理解できたとはいえ、それによって生じる負担や責任を理解する能力があったことについては疑問があること」など、当該契約書作成時点における本人の精神能力の状況を細かく検討した上で、署名・捺印当時、本人が当該契約書の記載内容を認識していたとは認めがたいとして、本件契約書の作成および契約締結に関する意思能力を否定している。ここでは、意思能力欠缺の理由として当該行為の複雑性（事案の複雑性）が指摘されているのである（新井誠「成年後見制度と能力判定」新井誠・西山詮編『成年後見と意思能力』（日本評論社、二〇〇二年）三七頁）。本件においても、一般的な寄付の意味にとどまらず、具体的な契約内容とその効果に則して、契約当時のXの判断能力を検討する必要があったと考えられる。

さらに、判旨も指摘するように、知的障害者更生施設における入所者の預金等の管理形態として、入所者の年金等をすべて預かる取扱いは特異なものではないが、くすのき会業務上横領事件（神戸地判平一五・一〇・二三判例集未登載）では「障害年金を当該入所者の生活に有用な目的に使うことは可能であるが、他方、入所者の日常生活費用については、国及び県・市から措置費が支給されることにより賄われるため、実際には受給した障害年金を入所者の

日常生活費用に使う必要はほとんどなかった」と判示しているように、必ずしも入所者の受給している年金を施設に預ける必要性が高いために行われているものではない。本来、障害基礎年金の受給権は、その制度趣旨からしても障害者本人が有しているものであるから、将来にわたる障害基礎年金の受給権を消失する効果を持つ契約については、本人の不利益の大きさを十分に考慮すべきである。

加えて、判旨（二）で、本件承諾書の提出が本件施設の入所の条件となっていたとしても、Xは本件承諾書の提出を拒否して本件施設への入所を辞退することができたとも言い得るとしている点についても疑問である。それまでの居住地である東京から北海道の施設まで入所しなければならなかったという経緯や、当時は措置に基づく入所であったことから、障害者施設への入所が容易ではなかったであろう。むしろ、Y<sub>1</sub>に入所できなかつた場合、いつ他の施設に入所できるかわからないといった状況であったと捉えるべきである。

以上の点からも、障害基礎年金の受給額全部を施設に寄付することまでを内容としてXが承諾したとする判旨は是認しがたい。



## 三 知的障害者更生施設における作業収益の法的性質

知的障害者更生施設は更生に必要な指導や訓練を行う施設であり、一般的には授産施設利用者よりも重度の障害者を対象としている。両者ともに、授産活動を行っているが、更生施設では労働の搾取が行われることのないように（「精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律の施行について」昭和四二・九・一六 兎発五九四号、以下「五九四号通知」という。）との指導がなされ、授産施設では、授産活動に従事している者に、事業収益から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（作業収益）を工賃として支払わなければならないと規定されている（知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第五九条）。ここで、授産施設と更生施設における作業収益の違いについて、判旨（三）では、更生施設の作業収益は授産施設の作業と異なり、職業としての労働ではなく、指導訓練であり、労働については当然に対価性が認められないので、入所者に還元されるべき性質のものではない、と判示している。ここで、知的障害者授産施設について見ると、「自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設」（知的障害者福祉法第二一条の六）との規定から、①自活に必要な訓練を行うこと、②職業を与えて自活させ

ること、という二つの側面を有しているということができ、一般的には、一般雇用の困難な障害者に対して訓練及び作業の場を提供し、作業訓練により職業的に自立するための通過施設として位置づけられている（関川芳孝「障害者の雇用政策」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第二巻 労働市場の機構とルール』（有斐閣、二〇〇〇年）二二三頁）。

判旨は、授産施設における作業は職業としての労働であり、対価性が認められるということを前提としているから、①訓練よりも②職業という側面を捉えていると考えられるが、一般的な定義からすると、①を満たすことは授産施設としての最低要件としても、②は①によって達成されるべき目的であると解するのが自然であると思われる。実際、収益については小遣い程度のものから最低賃金を上回るころまで施設によって幅があることはしばしば指摘されているとおりであり、授産施設における活動は、作業や訓練という側面を多分に含むものであって、授産施設における活動がすべて職業であり、労働の対価性を認められるという前提に立つことについては疑問である。

一方、更生施設では、生活指導と作業指導が行われている。生活指導は、日常生活における適切な習慣を確立し、

社会生活への適応性を高めるものであるが、作業指導は、地域で自立して社会生活を営むことができるようにするものである（「指定知的障害更生施設等の設備及び運営に関する基準について」（平一四・一二・二六障発一二二六〇〇四号）。授産施設が職業指導に重点をおいていることはいうまでもないが、更生施設においても、作業指導に職業指導が含まれるのであり（五九四号通知第二六において「精神薄弱者更生施設等において実施する職業指導等」と記載されている）、Xが行っていた農作業のように、授産施設における訓練との区別を明確につけることが困難な活動も含まれる可能性がある。

このように、両施設には類似の職業訓練が含まれているのであり、入所している施設の種類によって、作業収益が入所者に還元されるか否かという差をもうけることは不合理である。入所している施設の目的が反映されるのは、作業の軽重やプロセスにおいてであり、作業収益そのものの性質（金額の多寡にかかわらず、入所者へ還元されるものであるか否か）についてまで及ぶものではないと考えられる。施設における作業の性質と、作業の結果生じる収益は分けて考える必要がある。よって、本件においては、障害の程度、作業状況、施設における活動内容、入所者への

還元の程度等を個別に検討することが不可欠であったと思われる。

（参考文献）本文で引用したもののほか

厚生省児童家庭局編『最新児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説』（時事通信社、一九八八年）

京極高宣「授産施設における『工賃』の概念」『ノーマライゼーション障害者の福祉』二〇〇〇年六月号（日本障害者リハビリテーション協会）、四九〜五〇頁

京極高宣「再び『工賃』の概念について」『ノーマライゼーション障害者の福祉』二〇〇〇年八月号（日本障害者リハビリテーション協会）、六二〜六三頁

鈴木清寛「授産施設、福祉工場の改善・拡充」障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会他編『障害者の人権20の課題』（全障研出版部、一九九七年）